

令 § 30 徒弟未成年者又は女子なる場合に於ては其の就業に付 1 5 歳未満の者又は女子に関する工場法の規定に準拠して危険を避け及衛生上の害を防ぐ方法を定むべし

§ 2 工場主は 1 2 歳未満の者をして工場に於て就業せしむることを得ず但し本法施行の際 1 0 歳以上の者を引続き就業せしむる場合は此の限に在らず
行政官庁は軽易なる業務に付就業に関する条件を附して 1 0 歳以上の者の就業を許可することを得
T . 1 2 3 . 2 9 工場法改正（法第 3 3 号）により，最低年齢は 1 4 才に引き上げられ，義務教育修了者は 1 2 才とされる。又保護年齢は 1 5 才未満から 1 6 才未満とされる。
但し実施は T . 1 5 . 7 - 条約批准は，T . 1 5 . 8 . 1 9

§ 16 職工徒弟，職工徒弟たらむとする者若は工業主又は其の法定代理人若は工場管理人は職工徒弟又は職工たらむとする者の戸籍に關し戸籍吏に對し無償にて証明を求むることを得

§ 17 職工の雇入，解雇，周施の取締及徒弟に関する事項は勅令を以て之を定む

T . 5 . 8 . 3 ~ S . 2 2 . 4 . 7 工場法施行令（勅 1 9 3 . ）

第 4 章 徒 弟

§ 28 工場に收容する徒弟は左の各号の条件を具備することを要す

- 1 一定の職業に必要な知識技能を習得するの目的を以て業務に就くこと
- 2 一定の指導者の指揮監督の下に教習を受けること
- 3 品性の修養に關し常時一定の監督を受けること
- 4 地方長官の認可を受けたる規程に依り收容せらるること

§ 29 工業主前条第 4 号の認可を申請するには左の事項を具備すべし

- 1 徒弟の員数
- 2 徒弟の年令
- 3 指導者の資格
- 4 教習の事項及期間
- 5 就業の方法及 1 日に於ける就業の時間
- 6 休日及休憩に關する事項
- 7 品性修養に關する監督の方法
- 8 給与の方法
- 9 第 3 0 条の規程に依り設くる規程
- 10 徒弟契約の条項

§ 31 地方長官は工業主に於て第 2 8 条 4 号の規程に遵はす又は徒弟教習の目的を完くすること能はすと認むるときは之を矯正する為必要な事項を命じ又は第 2 8 条第 4 号の認可を取消すことを得

§ 32 第 2 8 条の条件を具備せざる者に対しては工業主に於て徒弟の名義を用ゐるに拘らず職工に関する工場法及本令の規定を適用する第 2 8 条第 4 号の認可を取消されるとき従来の徒弟に付亦同じ

安全衛生

§ 38 35 事業主労働者を雇入れたるときは命令の定むる所に其の労働者に当該事業場に於ける危害予防に必要な教育を施すべし

最低年齢

§ 2- 6 1 5 才未満の者は第 3 条の事業に労働者として之を使用することを不得ず。但し 1 4 才以上の者にして命令を以て定むる国民学校の課程又は之と同等以上と認むる課程を修了したる者及第 3 条第 9 号の事業に使用せらるる者に付ては命令の定むる所に依り地方長官の許可を受けたる者に付ては此の限に在らず

業務禁止

§ 17 条 第 1 4 条及第 1 6 条に掲げたる業務の範囲は命令を以て主務大臣之を定む
前条の規定は主務大臣の定むる業務に限り 1 8 才以上の女子に付之を適用せざることを得

② 事業主徒弟を雇用せんとするときは命令の定むる所に依り行政官庁の許可を受くべし徒弟を雇傭する事業主の技術其の他の資格命令を以て之を定む

③ 労働保護法案要綱（第一回原稿）	④ 21.4.24 労働保護法案要綱（2次案第二議会原稿）
§ 1 本法は労働者をして人たるに価する生活を営ましむる為必要なる最少限度の労働条件を定むることを以て其の目的とす 〔ワイマール憲法・国際労働憲章・アメリカ公正標準法〕	§ 1 本法は労働者をして<u>その人権を尊重し</u>人たるに価する生活を営ましむる為必要なる最少限度の労働条件を定むることを以て基の目的とする
§ 38 事業主労働者を雇入れたるときは命令の定むる所に依り其の労働者に対し当該事業場に於ける危害予防及衛生の為必要なる教育を施すべし	§ 38 事業主は労働者を雇入れたときは命令の定むる所に依り其の労働者に対して当該事業場に於ける危害予防及衛生の為必要なる教育を施すべし<u>さなければならぬ</u>
就業制限 労働者最低年令 § 6 15才未満の者は第3条の事業に労働者として之を使用するとを得ず、但し14才以上の者をして命令を以て定むる国民学校の課程又は之と同等以上と認むる課程を修了したる者及第3条9号の事業に使用せらるる者として命令の定むる所に依り地方長官の許可を受けたる者に付ては此の限に在らず	労働者最低年令 § 6 15才未満の者は第3条の事業に労働者として<u>これを使用してはならない</u>。することを得ず<以下改正なし>
§ 5 本法に於て徒弟とは事業主が衣食を給与し労働技術生活を管理し技能を習得せしむる目的を<u>と共に之を使用する目的を以て</u>雇傭する未成年の労働者を謂ふ	§ 5 本法に於て徒弟とは事業主が生活を管理し技能を習得せしめると共に之を使用する目的を以って雇傭する未成年の労働者を謂ふ
第六章 徒弟	第六章 徒弟
§ 26 事業主徒弟を雇傭せんとするときは命令の定むる所に依り地方長官行政官庁の認可を受くべし徒弟を雇傭する事業主の技術能其の他の資格は命令を以て之を定む	§ 26 事業主徒弟を雇傭せんとするときは作業の種類、契約の期間、賃金及労働時間、その他に付、命令の定むる所に依り行政官庁の認可を受くべし 徒弟を雇傭する事業主の技能其の他の資格は命令を以て之を定む <u>徒弟を使用する事業主は徒弟の心身の発達及技能教育に関し善良なる注意保護を</u> ② 事業主は徒弟をして技能の習得に関係なき作業に従事せしめることがを得ず ③ 第10条、第11条、第12条及第14条の規定は徒弟には適用せず ④ 12才以上の者にして命令を以て定むる国民学校の課程又は之と同等以上の認むる課程を修了したる者、第3条第1号又は第三章に徒弟となるときは第6条の規定は之を適用せず

⑤ 21.5.8 労働保護法案要綱 <第二就会の原稿>

§ 1 本法は労働関係より生ずる害悪を除去し労働者をして人たるに値する生活を営まじむせる為に必要なる最少低限度の労働条件の基準を定むることを以て其の目的とする
現在の労働条件が本法に定める基準より高いものはこれを維持するは勿論関係者は将来労働条件を一層向上させることを努むべきである。

§ 38 事業主は労働者を雇入れたときは其の労働者に対して当該事業場に於ける危害予防及衛生の為に必要な教育を施さなければならない。

労働者最低年齢

§ 6 15才未満の者は第3条の事業に労働者として之を使用することを得ず但し14才以上の者にして命令を以て定むる国民学校の課程又は之と同等以上と認むる課程を終了したる者及第3条第9号の事業に使用せらるる者にして命令の定むる所に依り地方長官の許可を受けたる者に付ては此限に在らず。

徒弟

§ 6 本法に於て徒弟とは事業主と生活を共にし技能を習得する目的を以て雇儲される未成年の労働者を謂ふ。

§ 55 命令を以て定める技能其の他の資格を有する事業主でなければ徒弟を使用してはならない。

§ 56 契約期間、労働時間、賃金の支払及最低賃金に関する規定は徒弟には適用しない。
徒弟を雇儲しようとする事業主は命令の定める所に依り雇傭契約期間、労働時間、賃金の基準及支払方法を定め地方長官の許可を受けなければならない。

§ 57 事業主は徒弟の備入に付て地方長官の許可を受けなければならない
徒弟は地方長官の交付する証明書を所持しなければならない。

§ 58 事業主が直接徒弟を指導するときは女子及び年少者に対する危険有害業務の就業制限に関する規定に拘らず之を就業させることができる。

§ 59 事業主は徒弟を技能の習得に関係ない作業に従事させてはならない。

§ 60 徒弟に対する年次有給休暇の適用に付ては第29条第1項の労働日は12労働日とする。

⑥ 21.5.10~13 労働保護法案 草案 <第二就会>

本法の目的

§ 1 本法は労働関係より生ずる害悪を除去し労働者をして人たるに値する生活を営まさせる為に必要なる最低限度の労働条件の基準を定めることを目的とする
現在の存する労働条件で本法に定める基準以上のより高いものは之を維持するは勿論せられるべく関係者は将来総べての労働条件をは関係者の協力に依って一層向上改善させられることと努むべきである。

安全衛生教育

§ 39 事業主は労働者を雇入れたときは其の労働者に対して当該事業場に於ける危害予防及び衛生の為に必要な教育を施さなければならない。
<訂正なし>

最低年齢

§ 45 15才未満の者は労働者として之を使用してはならない。但し14才以上の者で命令を以て定める国民学校の課程又は之と同等以上と認める課程を修了した者に付ては此の限りではない。
前項の規定に拘らず第4条第6号及至第13号の事業に在っては12才以上の者を使用することができる。
第1項の規定に拘らず第4条第10号の事業に在っては命令の定める所により地方監督局長の許可を受けて12才未満の者を使用することができる。

第六章 徒弟

定義

§ 6 本法において徒弟とは事業主と生活を共にし技能を習得する目的を以て使用される未成年の労働者を謂ふ。

事業主の資格 徒弟使用者の制限

§ 57 命令を以て定める技能其の他の資格を有する事業主でなければ徒弟を使用してはならない。

一般規定に対する例外

§ 58 契約期間、労働時間、賃金の支払、最低賃金及び寄宿舎に関する規定は徒弟には適用しない。

徒弟の保護

§ 59 事業主が直接徒弟を指導するときは女子及び年少者に対する危険有害業務の就業禁止、制限に関する規定に拘らず之を就業させることができる。

徒弟の保護

§ 60 徒弟を雇儲しようとする事業主は予め命令の定めるところによつて徒弟の員数、教習方法、契約期間、労働時間、賃金の基準及支払の方法並びに宿泊に関する事項を定め地方長官監督局長に届出て証明書の交付を受けなければならない。
事業主は前記の証明書を常時徒弟に所持させなければならない。

§ 61 徒弟を使用する事業主が其の資格を失ひ又は許可の条件に反したときは地方監督局長は前条の許可を取消すことができる。

§ 62 事業主は徒弟を技能の習得に関係のない作業に従事せざることをはならない。

§ 63 徒弟に対する年次有給休暇の適用に付ては第29条第1項の労働日は之を12労働日とする。

本法の目的

§ 1 本この法律は「労働関係より生ずる害悪を除去し」労働者をして人たるに処する生活を営ませる為に必要最低限度の労働条件の基準を定めることを目的とする
現在存する労働条件では本この法律で定める基準を理由として低下させてはならないのは勿論以上のものは維持せられるべき将来總べての労働条件は関係者の労働関係の当事者は互に協力してこの法律で定める基準以上に之を改善すべきものである。によって一層改善されるべきものである。

安全衛生教育

§ 39 46 <内容訂正なし>

最低年齢

§ 45 52 <第一項内容訂正なし>

前項の規定に拘らず第4条第6号及至第13号農業、林業、畜産業、商業の事業に在っては12才以上の者を使用することができる
前三第1項の規定に拘らず第4条第18号興業の事業に在っては命令の定める所により地方監督局長行政官庁の許可を受けて15才未満の者を使用することができる。

第六章 徒 弟

徒弟の意義

§ 65 徒弟とは使用者と生活を共にして技能を修得する目的を以て使用される未成年の労働者を謂ふ

徒弟使用者の制限

§ 57 66 命令を以て定める技能其の他の資格を有する事業主でなければ徒弟を使用してはならない。

一般規定に対する例外

§ 58 67 <内容訂正なし>

§ 59 68 <内容訂正なし>

§ 60 69 地方監督局庁 → 行政官庁

§ 64 70 <内容訂正なし>

§ 62 71 <内容訂正なし>

§ 63 72 <内容訂正なし>

労働条件の原則

§ 1 労働条件は労働者が人たるに値する生活を営む為に其の必要を充たし得ずにはなるものでなければならぬ。
労働条件はこの法律で定める基準を理由としてこれを低下させてはならない。

労働条件の決定

§ 2 労働者は使用者と対等の立場にあるべきものである。
に於る労働条件をの決定についてする権利を有する。

安全衛生教育

§ 46 使用者は労働者を雇入れたときは其の労働者に対して当該事業場に於ける作業に關し必要な危害予防及び衛生のために必要な教育を施さなければならない。

最低年齢

§ 52 <第一項内容訂正なし>

前項の規定に拘らず農業、林業、畜産業、水産業及び商業のその他命令で定める事業及職業に在っては12才以上の者を使用することができ。
第1項の規定に拘らず興業の事業に在っては命令の定める所により行政官庁の許可を受けて15才未満の者を使用することができる。

第七章 徒 弟 技能の○○得

徒弟の意義

§ 65 徒弟とは使用者と生活を共にし技能を習得する目的を以て使用される未成年者の労働者を謂ふ。

使用者は、徒弟、見習、養成工その他何らの名称を以てするに拘らず、技能の習得を目的とする未成年者を酷使してはならない。〔仏一1条 伝習工〕

徒弟使用者の制限

§ 66 67 命令を以て定める一定の技能その他の資格を有する使用者でなければ技能の習得を目的とする未成年者徒弟を使用してはならない。〔技術検定を予想〕

一般規定に対する例外

§ 67 68 行政官庁は前条の許可に際して技能の習得に必要なときは契約期間、労働時間、賃金の支払、最低賃金及び寄宿舎及びに關する規定は徒弟には適用しない

§ 68 使用者が直接徒弟を指導するときは女子及び年少者に対する危険有害業務の就業禁止、制限に關する規定に拘らず就業させることのできる対して別段の定めをなす。

徒弟の保護

§ 69 徒弟技能の習得を目的とする未成年者を雇入れようとする使用者は予め命令の定めるところに於て徒弟その員数、教育方法、契約期間、労働時間、賃金の基準及び支払の方法並びに宿泊に關する事項を定め行政官庁の許可を受けなければならない之を変更しよとするとき亦同じ。
使用者が技能の習得を目的とする未成年者徒弟を雇入れたときは行政官庁に届て証明書の交付を受けなければならない
使用者は前項の証明書を常時技能の習得を目的とする未成年者徒弟に所持させなければならない。〔アメリカ一14条、イギリス一9条〕

§ 70 技能の習得を目的とする未成年者徒弟を使用する使用者が其の資格を失ひ又は許可の条件に反したときは行政官庁は前条第68条の許可を取消することができる。

§ 74 66 使用者は徒弟を技能の習得を目的とする未成年者を家事その他技能の習得に關係のない作業に従事させてはならない〔ソー124条、仏一8条〕

§ 71 行政官庁が第68条の規定によって別段の定めをしたときは技能の習得を目的とする未成年者徒弟に対する年次有給休暇の適用に付ては第3637条第1項の労働日は之を12労働日とする迄増加させることができる。〔国際条約16才未満のもの〕

労働条件の原則

§ 1 訂正なし

労働条件の決定

§ 2 労働者は使用者と対等の立場において労働条件を決定する権利を有する。

労働者及び使用者は労働協約、就業規則及び労働契約の定めを遵守し誠実に義務を履行しなければならない。

安全衛生教育

§ 47 訂正なし

最低年齢

§ 54 訂正なし

第七章 徒弟制度

所謂徒弟の禁止

§ 66 使用者は徒弟、見習、養成工その他何らの名称をもってするに拘らず技能の習得伝習を目的とする理由として未成年者を酷使してはならない。

使用者は技能の習得を目的とする未成年者を家事その他技能の習得に関係のない作業に従事させてはならない。

技能の習得を目的とする未成年者の使用

§ 67 技能の習得を目的とする未成年者の使用は命令を以て定める一定の技能その他の資格を有する者が第68条の要件を具へるときに限られて認められる。技能の習得を目的とする未成年者を使用することとができる。（技術検定を予想）

§ 68 技能の習得を目的とする未成年者を雇傭しようとする使用者はその員数、教習方法、契約期間、労働時間、賃金の基準及び支払の方法並びに宿泊に関する事項を定め行政官庁の許可を受けなければならない。之を変更しようとするとき亦同じ。

使用者が技能の習得を目的とする未成年者を雇入れたときは、行政官庁に届出て証明書の交付を受けなければならない。
使用者は前項の証明書を常時技能の習得を目的とする未成年者に所持させなければならない。

§ 69 行政官庁は前条の許可に際し技能の習得に必要なときは契約期間、労働時間、賃金の支払、最低賃金、寄宿舎及び危険有害業務の就業禁止、制限に関する規定に対して別段の定めをすることができる。

§ 70 行政官庁が第67条の規定によって別段の定めをしたときは技能の習得を目的とする未成年者に対する年次有給休暇の適用については第37条第1項の労働日を12労働日迄増加させることができる。

§ 71 技能の習得を目的とする未成年者を使用する使用者が、その資格を失ひ又は許可の条件に反したときは行政官庁は第68条の許可を取消することができる。

（労働条件の原則）

§ 1 労働条件は労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすに足るものでなければならない
労働条件はこの法律で定める基準を理由としてこれを低下させてはならない。

（労働条件の決定）

§ 2 労働者は使用者と対等の立場において労働条件を決定する権利を有する。

労働者及び使用者は労働協約、就業規則及び労働契約の定めを遵守し誠実に義務を履行しなければならない。

（安全衛生教育）

§ 47 使用者は労働者を雇入れたときは、その労働者に対して当該作業に関し必要な危険予防及び衛生のための教育を施さなければならない。

（最低年齢）

§ 54 15才未満の者は労働者として使用してはならない。

但し14才以上の者で命令で定める国民学校の課程又はこれと同等以上と認める課程を終了した者についてはこの限りではない。

前項の規定に拘らず農業、林業、畜産業、水産業、商業その他命令で定める事業及び職業にあっては就学に差支へない範囲で12才以上の者を使用することができる。

第1項の規定に拘らず興行の事業にあっては命令の定める所により行政官庁の許可を受けて、15才未満の者を使用することができる。

第七章 徒弟制度

（所謂徒弟の禁止）

§ 66 使用者は徒弟、見習、養成工その他何らの名称をもってするに拘らず技能の伝習を理由として未成年者を酷使してはならない。

使用者は技能の習得を目的とする未成年者を家事その他技能の習得に関係のない作業に従事させてはならない。

（技能の習得を目的とする未成年者の使用）

§ 67 技能の習得を目的とする未成年者の使用は命令で定める一定の技能その他資格を有する者が第68条の要件を具へるときに限られて認められる。

§ 68 技能の習得を目的とする未成年者を雇傭しようとする使用者はその員数、教習方法、契約期間、労働時間、賃金の基準及び支払の方法並びに宿泊に関する事項を定め行政官庁の許可を受けなければならない。之を変更しようとするとき亦同じ。

使用者が技能の習得を目的とする未成年者を雇入れたときは、行政官庁に届出て証明書の交付を受けなければならない。
使用者は前記の証明書を常時技能の習得を目的とする未成年者に所持させなければならない。

§ 69 行政官庁は前条の許可に際し技能の習得に必要なときは契約期間、労働時間、賃金の支払、最低賃金、寄宿舎及び危険有害業務の就業禁止、制限に関する規定に対して別段の定めをすることができる。

§ 70 行政官庁が前条の規定によって別段の定めをしたときは、技能の習得を目的とする未成年者に対する年次有給休暇の適用については第37条第1項の労働日を12労働日迄増加させることができる。

§ 71 技能の習得を目的とする未成年者を使用する使用者が、その資格を失ひ又は許可の条件に反したときは行政官は第68条の許可を取消することができる。

① 21.11.20 (7次案) (21.8.6の6次案に手を加えたもの)	② 21.11.20 (8次案)
労働条件の原則 § 1 労働条件は労働者が人たるに値する生活を営むための必要を満たすに足るものでなければならぬこの法律で定める労働条件の基準は最低のものであるからこれを理由として労働条件を低下させてはならないのは勿論その向上を図るよう努めなければならない	労働条件の原則 § 1 訂正なし
労働条件の決定 § 2 労働条件は労働者と使用者が対等の立場においてこれを決定すべきものである 労働者及び使用者は労働協約、就業規則及び労働契約の定めを遵守し誠実に各の義務を履行しなければならない	労働条件の決定 § 2 訂正なし
安全衛生教育 § 47 訂正なし	安全衛生教育 § 47 訂正なし
最低年齢 § 54 満15才未満の児童は労働者として使用してはならない但し満14才以上の児童で命令で定める国民学校の課程又はこれと同等以上と認める課程を修了したる児童についてはこの限りではない 満12才以上の児童は第7条第6号乃至16号の事業においては前項の規定に拘らず行政官庁の許可を受けて就学に差支えない範囲でその者の健康並びに福祉に有害でない軽易な労働に使用することができる 映画の製作及び演劇の事業にあっては第1項の規定に拘らず行政官庁の許可を受けて就学に差支えない範囲で満15才未満の児童を子役として使用することができる	最低年齢 § 54 満15才未満の児童は労働者として使用してはならない但し満14才以上の児童で命令で定める国民学校義務教育の課程又はこれと同等以上と認める課程を修了したる児童についてはこの限りではない 前項の規定に拘らず第7条第6号乃至第16号の事業のうち児童の健康並びに福祉に有害でなくその労働が軽易なものにおいては行政官庁の許可を受けて満12才以上の児童をその者の就学に差支えない範囲で使用することができる 映画の製作及び演劇の事業にあっては第1項の規定に拘らず行政官庁の許可を受けて就学に差支えない範囲で満4才・12才未満の児童を使用することができる ② 訂正なし
第七章 徒弟制度 技能者の養成 所謂徒弟の禁止 § 66 使用者は徒弟、見習、養成工その他何らかの名称をもってするに拘らず技能の伝習を理由として未成年者を酷使してはならない 使用者は技能の伝習を目的とする未成年者を家事その他技能の習得に係属のない作業に従事させてはならない	第七章 技能者の養成 徒弟の禁止 § 66 使用者は徒弟、見習、養成工その他何らかの名称をもってするに拘らず技能の伝習を理由として未成年労働者を酷使してはならない 使用者は技能の習得を目的とすを未成年者を家事その他技能の習得に係属のない作業に従事させてはならない
技能者の習得を目的とする者養成のための未成年者の使用 § 67 行政官庁は一定の技能者を養成する為に未成年者を使用する必要があると認めるときは其の必要の限度に於て契約期間、労働時間、賃金の支払、最低賃金、寄宿舎及び危険有害業務の就業禁止制限及び坑内労働の禁止に関する規定に対して別段の定めをすることが出来る	技能者の養成のための未成年者の使用 § 67 行政官庁は一 長期の教育を必要とする特定の技能者を労働の過程において養成する為に未成年者を使用する必要があると認めるときはその必要の限度に於て認めるときは命令を以てその教育方法、使用者の資格契約期間労働時間及び賃金に関する規定を定める 前項の命令においてはその必要の限度においてこの法律で定める契約期間、労働時間、賃金の支払、最低賃金及び寄宿舎危険有害業務の就業禁止制限及び坑内労働の禁止に関する規定について別段の定めをすることが出来る
§ 68 前条の規定に依り一定の技能者を養成する為に未成年者を使用しようとする者はその員数、教育方法、契約期間、労働時間、賃金の基準及び支払の方法並びに宿泊に関する事項を定め行政官庁の許可を受けなければならない之を変更しようとするとき亦同じ 使用者が技能者を養成する為に未成年者を雇入れたときは行政官庁に届出て証明書の交付を受けこれを事業場に備付なければならない	§ 68 前条の規定に基き命令に依り一定の技能者を養成する為に未成年労働者を使用しようとする者は予めその員数、教育方法、契約期間、労働時間、賃金の基準及び支払の方法並びに宿泊に関する事項を定め行政官庁の許可を受けなければならない之を変更しようとするとき亦同じ 使用者が技能者を養成する為に未成年前項の許可により労働者を雇入れたときは行政官庁に届出て証明書の交付を受けこれを事業場に備付なければならない
§ 69 前条の規定に依り行政官庁の許可を受けようとする者は一定の技能その他の資格を有する者でなければならない ② 第67条及第68条の規定に依る技能者の範囲及前条の規定に依る一定の技能其の他の資格は命令で定める	§ 69 前条の規定により行政官庁の許可を受けようとする者は一定の技能その他の資格を有する者でなければならない ② 第67条及第68条の規定に依る技能者の範囲及び前条の規定に依る一定の技能その他の資格は命令で定める ③ 第67条及び前条の規定による命令は技能者養成委員会に諮問した上で主務大臣がこれを定める技能者養成委員会の委員は主務大臣が関係ある労働者及び使用者を代表する者並びに公益を代表する者の内より同数を選んでこれを委嘱する 前二項に定むるものの外技能者養成委員会に関し必要な事項は命令で定める
§ 70 第68条の規定に依て労働する未成年者に付ては第37条第1項の年次有給休暇の日数は之を12労働日とする	§ 70 第68条の規定によって労働する未成年の労働者については第37条第1項の年次有給休暇の日数は之を12労働日とする
§ 71 技能者養成の為に未成年者を使用する使用者が、その資格を失ひ又は許可の条件に反したときは行政官庁は第68条の許可を取消すことができる	§ 71 技能者養成の為に未成年労働者を使用する使用者がその資格を失ひ又は許可条件に反したときは行政官庁は第68条の許可を取消すことができる

⑬ 12.13 21.14.20 (正 本) 7次案に手を加えたもの	⑭ 20 21.12.13 (9次案)
労働条件の原則 § 1 第7次案の通り	労働条件の原則 § 1 労働条件は労働者が人たるに値する生活を営むための必要を満たすに足るべきものでなければならぬ この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるからそれ労働関係の当事者はこの基準を理由として労働条件を低下させてはならないのは勿論その向上を図るよう努めねばならぬ
労働条件の決定 § 2	労働条件の決定 § 2 第2条労働条件は労働者と使用者が対等の立場においてこれを決定すべきものである 労働者及び使用者は労働協約、就業規則及び労働契約の定めを遵守し誠実に各の義務を履行しなければならない
安全衛生教育 § 47 49 内容第7次案の通り	安全衛生教育 § 49 使用者は労働者を雇入れたときはその労働者に対して当該その作業に関し必要な危害予防安全及び衛生のための教育を施さなければならない
最低年齢 § 54 55	最低年齢 § 55 満15才未満に満ちたない児童は労働者として使用してはならない 但し満14才以上の児童で命令で定める義務教育の課程又はこれと同等以上認める課程を修了した児童についてはこの限りではない 前項の規定に拘らず第8条第6号乃至第17号の事業の内児童の健康並びに及び福祉に有害でなく且つその労働が軽易なものにおいては行政官庁の許可を受けて満12才以上の児童をその者の就学に差支えない範囲で使用することができる。但し映画の製作及び演劇の事業にあっては第1項の規定に拘らず行政庁の許可を受けて就学に差支えない範囲で満15才未満に満ちたない児童を使用することができる
徒弟の禁止 § 66 68 使用者は徒弟、見習、養成工その他何かの名称をもってするに拘らず技能の修得を理由として未成年労働者を酷使してはならない 使用者は技能の習得を目的とする未成年労働者を家事その他技能の習得に関係のない作業に従事させてはならない	徒弟の禁止 § 68 訂正なし
技能者の養成 § 67 69 長期の教習を必要とする特定の技能者を労働の過程において養成するためには必要があるときは命令を以てその教習方法、使用者の資格、契約期間、労働時間及び賃金に関する規定を定める 前項の命令においてはその必要の限度に於いて此の法律で定める契約期間、賃金の支払、最低賃金及び危険有害業務の就業禁止制限に関する基準に対して別段の定めをすることができる	技能者の養成 § 69 長期の教習を必要とする特定の技能者を労働の過程において養成するためには必要があるときは命令を以てその教習方法、使用者の資格、契約期間、労働時間及び賃金に関する規定を定める 前項の命令においてはその必要の限度においてその法律で定める第13条の契約期間、第23条の賃金の支払、第30条の最低賃金及び並びに第48条及び第60条の危険有害業務の就業禁止制限に関する基準規定に対して別段の定めをすることができる
§ 70 前条の規定に基く命令に依り労働者を使用しようとする者は予めその員数、教習方法、契約期間、労働時間、賃金の基準及び支払の方法を定めて行政官庁の許可を受けなければならない 使用者が前項の許可に依り労働者を雇入れたときは行政官庁に届出て証明書の交付を受けこれを事業場に備付けなければならない	§ 70 前条の規定に基いて発する命令により労働者を使用しようとする使用者は予めその員数、教習方法、契約期間、労働時間、賃金の基準及び支払の方法を定めて行政官庁の許可を受けなければならない 使用者が前項の許可に基いて労働者を雇入れたときは行政官庁に届けて証明書の交付を受けこれを事業場に備え付けなければならない
§ 71 第6769条の規定による命令は技能者養成委員会に諮問してこれを定める 技能者養成委員会の委員は主務大臣が関係ある労働者及び使用者を代表する者並びに公益を代表する者うちより各同数を選んで委嘱する 前二項に定めめる者ものの外技能者養成委員会に關し必要な事項は命令で定める	§ 71 第69条の規定による基いて発する命令は技能者養成委員会に諮問してこれを定める技能者養成委員会の委員は主務大臣が関係ある労働者及び使用者の各を代表する者並びに公益を代表する者のうちよりについて主務大臣が各同数を選んでそれを委嘱する 前二項に定めめるものの外技能者養成委員会に關して必要な事項は命令で定める
§ 72 第6870条の規定によって労働する未成年者の労働者については第38条第1項の年次有給休暇の日数は之これに12労働日とする	§ 72 第70条の規定によって労働する未成年者の労働者については第38条第1項の年次有給休暇の日数はこれを12労働日とする
§ 73 技能者養成の爲ために未成年労働者を使用する使用者がその資格を失ひ又は許可の条件に反したときは行政官庁は第6870条の許可を取消することができる	§ 73 技能者養成の爲ために労働者を使用する使用者がその資格を失ひ又は許可の条件に反したときは行政官庁は第70条の許可を取消することができる

⑮ 21.12.20 10次案 (法制局審査の原本)	⑮ 21.12.24 労務法制審議会答申
労働条件の原則 § 1	←労働条件の原則ヲ § 1
低下させてはならないのは勿論とはもとより、その向上を図る ように努めなければならぬ	…させてはならないのは勿論 → させずはならぬとはもとより
労働条件の決定 § 2 労働条件は労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。	←労働条件の決定ヲ § 2
労働者及び使用者は、労働契約、就業規則及び労働契約の定めを遵守し、誠実に各々義務を履行しなければならない。	安全衛生教育 § 49 雇入れたときは § 50 ……場合においては……
安全衛生教育 § 49 …… 教育を 施さなければならない ……	安全衛生教育 § 50 ……場合においては……
最低年齢	最低年齢 § 55 満15歳に満たない……
軽易なものについては……	前項の の内………第17号の事業
但し映画の製作及び演劇の事業にあっては満12歳に満たない児童を使用することができる。についても同様である。	軽易なものにおいては 以上の児童をその者の就学に差支へない範囲で使用することができる。 但し、映画の製作及び演劇の事業にあっては満12歳に満たない児童を使用することができる。
徒弟の禁止 § 68 使用者は徒弟、見習、養成工その他何等の名称をもってするに拘らず技能の教習を理由として労働者を酷使してはならない。 〔習得を目的とする者であること〕	徒弟の禁止 § 68 使用者は徒弟、見習、養成工その他何等の名称をもってするに拘らず技能の教習を理由として労働者を酷使してはならない
技能者の養成 § 69	技能者の養成 § 69 ……労働の過程において養成 するためには必要があるときは命令でその教習方法、使用者の資格、契約期間、労働時間及び賃金に関する規定を定める。 前項の命令においてはその必要の限度で第13条の…… 第23条の…… 第30条…… 第48条…… 第62条……
第48条及び第62条の危険有害業務の就業禁止制限に関する規則に對しそついで別段の定めをすることができる	§ 70
§ 70 前条の規定に基いて発する命令によって労働者を使用する使用者は、予めその員数、教習方法、契約期間、労働時間並びに賃金の基準及び支払の方法を定めて行政官庁の認可を受けなければならない。使用者が前項の規定による認可に基いて労働者を雇入れたときは行政官庁に届け出て技能を習得する者であることの証明書の交付を、これを事業場に備え付けなければならない。	§ 71 技能者養成委員会に関する規定 → § 74へ
§ 74 73 第69条の規定に基いて発する命令は技能者養成委員会に諮問してこれを定める。 技能者養成委員会の委員は関係ある労働者及びを代表する者、使用者、各々を代表する者並びに及び公益を代表する者について主務大臣が各々同数委嘱する 前二項に定めるものの外技能者養成委員会に關して必要な事項は命令で定める	§ 72 第70条の規定によって労働する未成年の労働者については第38条第1項の年次有給休暇の日数はこれを12労働日とする
§ 72 71 前71条の規定によって労働する未成年の労働者については第38条第1項の規定による年次有給休暇の日数はこれを12労働日とする	§ 73 技能者養成のために労働者を使用する使用者がその資格を失ひ又は認可の条件に反したときは行政官庁は第70条の認可を取消することができる

② 2.2.1.20 11次案 労働基準法案 ⑬ " 2.22 12次案 " (閣議決定) ⑭ " " 24 13次案 労働基準法(案) 訂正なし	② 8.2.2.4.5 (4.7) 最終案 (労働基準法)
→ → → § 55 → § 56 (11次案) 第17号の事業で → 事業にかか る職業で(11次案) (徒弟の禁止) → (徒弟の弊害排除) 12次案(閣議における訂正) § 68 → 69 § 69 → 70 (11次案) 規定 → 規程(11次案) § 70 → 71 (11次案) § 71 → 72 (11次案) § 72 → 73 (11次案) § 73 → 74 (11次案)	(労働条件の原則) § 1 労働条件は労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならぬ。 この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るよう努めなければならない。 (労働条件の決定) § 2 労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。 労働者及び使用者は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない。 (安全衛生教育) § 50 使用者は、労働者を雇い入れた場合においては、その労働者に対して、当該業務に関し必要な安全及び衛生のための教育を施さなければならない。 (最低年齢) § 56 満16才に満たない児童は、労働者として使用してはならない。 但し、満14才以上の児童で、命令で定める義務教育の課程又はこれと同等以上と認める課程を修了した者については、この限りではない。 前記の規定にかかわらず、第八条第6号乃至第17号の事業に係る職業で、児童の健康及び福祉に有害でなく、且つその労働が軽易なものであるについては、行政官庁の許可を受けて、満十二才以上の児童をその者の修学時間外に使用することができる。 但し、映画の製作又は演劇の事業については、満十二才に満たない児童についても同様である。 (徒弟の弊害排除) § 69 使用者は、徒弟、見習、養成工、その他の名称の如何を問わず、技能の習得を目的とする者であることを理由として、労働者を酷使してはならない。 使用者は、技能の習得を目的とする労働者を家事その他技能の習得に関係のない作業に従事させてはならない。 (技能者の養成) § 70 長期の教育を必要とする特定の技能者を労働の過程において養成するために必要がある場合においては、その教育方法、使用者の資格、契約期間、労働時間及び賃金に関する規程は、命令で定める。 前項の規定に基いて発する命令においては、その必要の限度で、第14条の契約期間、第24条の賃金の支払、第31条の最低賃金並びに第49条及び第63条の危険有害業務の就業制限に関する規定について、別段の定めをすることができる。 § 71 使用者は、前条の規定に基いて発する命令によって労働者を使用しようとする場合においては、予めその員数、教育方法、契約期間労働時間並びに賃金の基準及び支払の方法を定めて行政官庁の認可を受けなければならない。 使用者が前項の規定に基いて労働者を雇い入れた場合においては、行政官庁に届け出て、技能を習得するものであるときの証明書の交付を受け、これを事業場に備えつけなければならない。 § 72 前二条の規定の適用を受ける未成年者については、第39条第1項の規定による年次有給休暇として、十二労働日を与えられなければならない。 § 73 第70条及び第71条の規定の適用を受ける労働者を使用する使用者がその資格を失い、又は認可の条件に反した場合においては、行政官庁は、第71条の認可を取消すことができる。 § 74 第70条の規定に基いて発する命令は、技能者養成委員会に諮問してこれを定める。 技能者養成委員会の委員は、関係ある労働者を代表する者、関係ある使用者を代表する者及び公益を代表する者について、労働に関する主務大臣が各々同数を委嘱する。 前二項に定めるものの外、技能者養成委員会に関し必要な事項は、命令で定める。

△ 第七章
▽

△ 第五章
▽

△ 総則
▽